

◎佐賀県条例第15号

佐賀県介護保険法施行条例等の一部を改正する条例  
 (佐賀県介護保険法施行条例の一部改正)

第1条 佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）で定める基準とする。</p> <p>(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p><b>第4条</b> 法第54条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>前条第1項各号</u>の規定を準用する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）で定める基準とする。</p> <p>(基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準)</p>	<p>(基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。<u>第5条の2第2項及び第6条第2項において「居宅サービス等基準」という。</u>）で定める基準とする。</p> <p>(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p><b>第4条</b> 法第54条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、<u>前条第1項</u>の規定を準用する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。<u>第10条の2第2項及び第11条第2項において「介護予防サービス等基準」という。</u>）で定める基準とする。</p>

改正前	改正後
<p><b>第4条の2</b> 法第47条第1項第1号の規定により条例で定める基準  <u>該当居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、第3条第1項第1号及び第2号の規定を準用する。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で定める基準とする。</u>  （指定居宅サービス事業者の指定に係る条例で定める者）</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第47条第1項、第62条第1項及び第77条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令</u></p>	<p>（指定居宅サービス事業者の指定に係る条例で定める者）</p> <p><b>第5条 略</b>  （共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p><b>第5条の2</b> 法第72条の2第1項各号の規定により条例で定める共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準  （次項において「県基準」という。）は、<u>第3条第1項の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「基準該当居宅サービス」とあるのは「共生型居宅サービス」と、同項第3号中「基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）」とあるのは「共生型居宅サービス（共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護に限る。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、居宅サービス等基準で定める基準とする。</u>  （指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準）</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、居宅サービス等基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第47条第1項、第62条第1項及び第77条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第62条第2項中「専ら指定訪問看護」とあ</u></p>

改正前	改正後
<p>第62条第2項中「専ら指定訪問看護」とあるのは「指定訪問看護」と、同令第140条の4第4項中「設備（ユニットを除く。）」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（指定居宅介護支援事業者の指定に係る条例で定める者）</u></p> <p><b>第6条の2</b> 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人（第5条第1項各号に掲げる法人を除く。）とする。</p> <p><u>（指定居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準）</u></p> <p><b>第6条の3</b> 法第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、第3条第1項第1号及び第2号の規定を準用する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準で定める基準とする。</u></p> <p><u>（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準）</u></p> <p><b>第9条 略</b></p>	<p>るのは「指定訪問看護」と、同令第140条の4第4項中「設備（ユニットを除く。）」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準）</u></p> <p><b>第9条 略</b></p> <p><u>（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営についての基準）</u></p> <p><b>第9条の2</b> 法第111条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営についての基準（次項において「<u>県基準</u>」という。）は、第3条第1項の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「<u>基準該当居宅サービスの事業を行う事業所</u>」とあるのは「<u>介護医療院</u>」と、同項第3号中「<u>基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）の事業を行う者は</u>」とあるのは「<u>介護医療院においては</u>」と、「<u>事業所</u>」とあるのは「<u>施設</u>」と、「<u>利用者</u>」とあるのは「<u>入所者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準は、介護医療院の人員、施設</u></p>



改正前				改正後			
<p>及び第80条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第65条第2項中「専用の指定介護予防訪問看護」とあるのは「指定介護予防訪問看護」と、同令第153条第4項中「設備（ユニットを除く。）」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第19条</b> 次の表の各項の左欄に掲げる者は、当該各項の中欄に掲げる手数料を、当該各項の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p>				<p>のは「指定介護予防訪問看護」と、同令第153条第4項中「設備（ユニットを除く。）」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第19条</b> 次の表の各項の左欄に掲げる者は、当該各項の中欄に掲げる手数料を、当該各項の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p>			
納付義務者	手数料		納付時期	納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額			名称	額	
1～5 略				1～5 略			
6 法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定を申請する者	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	15,000円	指定申請のとき				
7 法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新を	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	9,000円	更新申請のとき				

改正前			改正後			
<u>申請する者</u>			<u>6～10 略</u>			
<u>8～12 略</u>			<u>11 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可を申請する者</u>	<u>介護医療院開設許可申請手数料</u>	<u>63,000円</u>	<u>許可申請のとき</u>
			<u>12 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の入所定員等の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を申請する者</u>	<u>介護医療院変更許可申請手数料</u>	<u>33,000円</u>	<u>許可申請のとき</u>
			<u>13 法第108条第1項の規定に基づく介護医療</u>	<u>介護医療院開設許可更新申請手数料</u>	<u>21,000円</u>	<u>更新申請のとき</u>

改正前	改正後								
13～17 略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <u>院の開設の許可の更新を申請する者</u> </td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">14～18 略</td> </tr> </table>	<u>院の開設の許可の更新を申請する者</u>				14～18 略			
<u>院の開設の許可の更新を申請する者</u>									
14～18 略									
2・3 略	2・3 略								

(佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部改正)

**第2条** 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(基準該当通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。<u>第5条</u>において「省令」という。）で定める基準とする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)</p> <p><b>第4条</b> 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例で使用する用語は、<u>法及び法に基づく厚生労働省令</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(基準該当通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。<u>第4条の2第2項及び第5条第3項</u>において「省令」という。）で定める基準とする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>(共生型障害児通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第4条の2</b> <u>法第21条の5の17第1項各号の規定により条例で定める共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準</u>（次項において「県基準」という。）は、第3条第1項の規</p>

改正前	改正後
<p>(指定通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第5条</b> 法第21条の5の18第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準(第3項において「県基準」という。)は、第3条第1項(第1号にあっては児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に限り、第4号にあっては保育所等訪問支援の事業を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>定を準用する。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、県基準は、省令で定める基準とする。</u></p> <p>(指定通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第5条</b> 法第21条の5の19第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準(第3項において「県基準」という。)は、第3条第1項(第1号にあっては児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に限り、第4号にあっては保育所等訪問支援の事業を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

**第3条** 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成25年佐賀県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条及び第5条において「省令」という。)で定める基準とする。この場合において、省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第193条第2項及び第194条第2項中「公共職業安定所」とあるのは「県、公共職業安定所」と、省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第195</p>	<p>(基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p><b>第3条</b> 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条、<u>第4条の2第2項</u>及び第5条第2項において「省令」という。)で定める基準とする。この場合において、省令第206条及び第223条第5項において準用する省令第193条第2項及び第194条第2項中「公共職業安定所」とあるのは「県、公共職業安定所」と、省令第206条及び第223条第5項に</p>

改正前	改正後
<p>条中「障害者就業・生活支援センター」とあるのは「県、障害者就業・生活支援センター」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る条例で定める者)</p> <p><b>第4条 略</b></p>	<p>において準用する省令第195条中「障害者就業・生活支援センター」とあるのは「県、障害者就業・生活支援センター」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る条例で定める者)</p> <p><b>第4条 略</b>  <u>(共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</u></p> <p><b>第4条の2</b> <u>法第41条の2第1項各号の規定により条例で定める共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準(次項において「県基準」という。)は、第3条第1項の規定を準用する。ただし、同項第3号の規定については、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業を除く。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、省令で定める基準とする。</p>

(佐賀県医療法の施行等に関する条例の一部改正)

**第4条** 佐賀県医療法の施行等に関する条例(平成25年佐賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 <u>法第7条の2第5項の規定により既存の病床数を算定する場合は、規則で定めるところにより、介護老人保健施設の入所定員数を既存の病床数とみなすものとする。</u></p>	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p><b>第3条 略</b></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(介護医療院に関する経過措置)

- 2 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に、当該病院若しくは当該診療所を廃止して介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下同じ。）を開設する場合又は当該病院若しくは当該診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設する場合における食堂及び談話室に係る第1条の規定による改正後の佐賀県介護保険法施行条例第9条の2第2項の県基準のうち施設に関するもの（以下「介護医療院の施設に関する県基準」という。）については、同項の規定にかかわらず、当該介護医療院の新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、次に掲げるものとする。この場合において、利用者の処遇に支障がないときは、食堂は談話室と、談話室は食堂その他の施設と兼用することができる。
- (1) 食堂は、食事の提供に必要な広さを有すること。
  - (2) 談話室は、入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 3 佐賀県医療法の施行等に関する条例（平成25年佐賀県条例第27号）附則第2項の規定により同条例第6条第2号から第4号までの規定を適用しないこととされた病院又は同条例附則第3項の規定により同条例第8条の規定を適用しないこととされた診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に、当該病院若しくは当該診療所を廃止して介護医療院を開設する場合又は当該病院若しくは当該診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設する場合における談話室、食堂及び浴室に係る介護医療院の施設に関する県基準に関する規定については、当該介護医療院の新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、適用しない。